資料4-1

議題４　旧町村名の墓地への対応について（新城市提出）

市名	回答			
	（１）財産台帳の旧町村名掲載	補足説明	（２）【掲載している場合】	
			「行政財産」「普通財産」のどちらか	補足説明
名古屋市	掲載していない	旧町村名の墓地は存在しない		―
豊橋市	掲載していない			
岡崎市	掲載していない	旧町村名の土地は残っていない。		
一宮市	掲載している	登記簿上の所有者が合併前の市町（尾西市、木曽川町）になってままの土地が、（公有）財産台帳に掲載されていることがある。	行政財産	
瀬戸市	掲載している		行政財産	
半田市	掲載していない			
春日井市	掲載していない			
豊川市	掲載している		行政財産	
津島市	掲載していない	旧町村名で登記された土地はないが、本市が土地の登記上の所有者となっている墓地であって、地元町内会等がその管理を行うものについては、市の公有財産として台帳に掲載している。		
碧南市	掲載していない	旧町村名の墓地は存在しないが、市営墓園、地区管理墓園で市が土地を所有するケースはある。		
刈谷市	掲載している		行政財産	
豊田市	掲載している	掲載するものは、あくまでも「豊田市（又は旧町村）」名義であるものに限ります。 これら以外の名義で登記されている地域の墓地等は、財産台帳へ登録していません。	普通財産	
安城市	掲載していない			
西尾市	掲載していない	合併後の西尾市住所に変更して財産台帳に掲載している		
蒲郡市	掲載している		行政財産	
犬山市	掲載していない			
常滑市	掲載している	墓地としての掲載はなし。墓地の所在地が旧慣として掲載されている場合がある。	普通財産	
江南市	掲載していない			
小牧市	掲載していない			
稲沢市	掲載していない			
新城市	議題提案市			
東海市	掲載していない			
大府市	掲載している		行政財産	
知多市	掲載していない			
知立市	掲載していない			
尾張旭市	掲載している		行政財産	
高浜市	掲載していない			
岩倉市	掲載していない		-	
豊明市	掲載していない			
日進市	掲載していない			
田原市	掲載していない	墓地台帳はあるが、財産台帳には一切記載されていない。		

議題４　旧町村名の墓地への対応について（新城市提出）

市名	回答			
	（１）財産台帳の旧町村名掲載	補足説明	（２）【掲載している場合】	
			「行政財産」「普通財産」のどちらか	補足説明
愛　西　市	掲載している		普通財産	
清　須　市	掲載している	新川墓地（旧町村名での記載は無し：〇〇町墓地など）	行政財産	
北名古屋市	掲載していない			
弥　富　市	掲載している		普通財産	
みよし市	掲載している	登記簿上の所有者名義について、みよし市になる前の名義であったとしても市の所有地として、取り扱いも位置づけも違いを設けていません。	行政財産	
あ　ま　市	掲載している		行政財産	
長久手市	掲載している		行政財産	

資料4-2

議題４　旧町村名の墓地への対応について（新城市提出）

市名	回答			
	（３）市有墓地として位置付け、市が管理を行っているか	補足説明	（４）対象土地の境界立会を依頼された場合の対応	（５）市における墓地（財産管理）の担当所管課
名古屋市		—	—	【参考】名古屋市が管理する墓地 八事霊園・愛宕園　（健康福祉局 生活衛生部 八事霊園・斎場管理事務所） みどりが丘墓地(緑政土木局 緑地部 緑地利活用課)
豊橋市	市が管理を行っていない	旧町村名の市有墓地はありません。	市の担当者で参加をしますが、地元の墓地代表者にも参加していただいています。	福祉政策課
岡崎市		旧慣墓地は、市有墓地として位置付け、管理は墓地管理者を代表とする墓地管理委員会が行っている。	市が対応している。	保健部　保健政策課
一宮市	市が管理を行っていない	いわゆるポツダム政令（昭和22年政令第15号）により、第二次世界大戦後、土地の所有権が町内会等から市に帰属した市有墓地については、町内会等が費用を負担し、管理を行っている。 一宮市営墓地条例に基づき設置された市営墓地については、市が費用を負担し、管理を行っている。	一宮市（尾西市、木曽川町を含む。）の土地として登記されている場合は、市営墓地、市有墓地にかかわらず、市が立ち会う。	環境部霊園管理事務所（環境政策課）
瀬戸市	市が管理を行っていない	基本、墓地使用者で管理をお願いしているが、倒木など人命や生活環境に影響を及ぼす恐れがあると判断した場合は、必要に応じて伐採などを市で行っている。	市で行っている。	環境課
半田市	市が管理を行っていない		立ち会っていない	環境水道部環境課
春日井市	市有墓地として位置付けていない。		土地の境界立会を依頼された実績はない。	潮見坂平和公園管理事務所
豊川市	市が管理を行っていない	基本的に地元が慣習的に管理を行っていますが、 倒木等の緊急性のある事案が発生し、土地の名義が市で管理者が不明な場合は市が対応することがあります。	貴市同様、市が所有者として立会を行っています。	豊川市の場合は、産業環境部環境課となります。
津島市	市が管理を行っていない		公有財産である墓地に係る境界立会に関する過去の事例がなく、具体的な対応を想定していない。	生活環境課
碧南市	市が管理を行っていない	市が土地を所有する墓園のうち、市営墓園と地区管理の墓園が存在する。	市が土地を所有する墓地の場合、所管課（環境課）が境界立ち合いを行う。	環境課
刈谷市	市が管理を行っていない		土地所有者として立ち会っています。	市民課
豊田市	市が管理を行っていない	本市の市営墓地は１か所のみ（行政財産として所管、管理）	実際の管理、運営を担う地元団体（自治区、管理組合等）の代表者に立会を依頼しています。	総務部 財産管理課 ※維持管理等にかかる地元団体からの相談窓口（原則、維持管理等にかかる公費負担なし）
安城市	市が管理を行っていない		所管課である安城市総務部資産経営課資産管理係が立ち合いを行う	安城市総務部資産経営課資産管理係
西尾市	市が管理を行っていない		市有地であるため職員が立ち会っている	市民部市民課

議題４　旧町村名の墓地への対応について（新城市提出）

市名	回答			
	（３）市有墓地として位置付け、市が管理を行っているか	補足説明	（４）対象土地の境界立会を依頼された場合の対応	（５）市における墓地（財産管理）の担当所管課
蒲　郡　市	市が管理を行っていない		環境清掃課で立ち会い	環境清掃課
犬　山　市	市が管理を行っていない		市が所有者となっている土地は、市が立会い。	健康推進課
常　滑　市	市が管理を行っていない		自治会と市（総務課）の合同で立ち合いを行う。	土地が自治会の旧慣である場合、総務課が自治会との取次を行うが、墓地台帳は生活環境課で所有しているため、墓地としては生活環境課が把握をしている。
江　南　市	市が管理を行っていない		過去にそのような依頼があったという記録がないため不明。	墓地に関する事務（改葬許可、墓地経営許可等）については市民サービス課が所管しているが、実質的な墓地の財産管理は市では行っていない。なお、実際の管理・経営については貴市同様、自治会等の地元で行われている。
小　牧　市	市が管理を行っていない		市が管理を行っている墓地が無いため事例が無い	市で管理を行っている墓地が無いため担当所管課は無い
稲　沢　市	市が管理を行っていない		旧町村名の土地は地元名義となるため対応していない。	財政課又は環境保全課（場所によって異なる。振り分けの根拠等は不明）
新　城　市	議題提案市			
東　海　市	市が管理を行っていない		市が所有する墓地はないため、境界立会を行っていない。	市が所有する墓地はないため、財産管理の担当課はない。
大　府　市	市が管理を行っていない		これまでにそのようなケースはありませんが、管理者に連絡を取り、共に立ち会う必要があるかと考えます。	ｾﾞﾛｶｰﾎﾞﾝ推進課（公有財産全般については行政管理課）
知　多　市	市が管理を行っていない		市と管理者で立会いをしている。	環境政策課
知　立　市	市が管理を行っていない		市が立ち会っている。	環境課
尾 張 旭 市	市が管理を行っていない	管理者（市内寺院）もしくは墓地使用者による総代会により管理	環境課が立会	環境課
高　浜　市	市が管理を行っていない		墓地の管理者（寺院や管理組合）にお願いしている。	市民部経済環境グループ
岩　倉　市	市が管理を行っていない		市が管理を行っている墓地はない。 境界立合については、対象土地を管理しているものが対応することが原則である。	市民協働部環境政策課廃棄物グループ
豊　明　市	市が管理を行っていない		直近の実例はないが、土地所有者である以上は市が立会をすることになると思われる。	環境課
日　進　市	市が管理を行っていない		近年で境界立会を依頼されたことはないが、依頼されたら立会いする。	環境課

議題４　旧町村名の墓地への対応について（新城市提出）

市名	回答			
	（３）市有墓地として位置付け、市が管理を行っているか	補足説明	（４）対象土地の境界立会を依頼された場合の対応	（５）市における墓地（財産管理）の担当所管課
田　原　市	市が管理を行っていない	墓地台帳の経営主体欄に市の記名があるが、実際の所有者や管理者は把握していない。	立会の要請があれば基本的には対応している。	環境政策課
愛　西　市	市が管理を行っていない		隣地などから境界立会を依頼された場合は、地元の墓地管理者と一緒に境界立会を行う	旧町村名の墓地の管理は総務部財政課が行います
清　須　市	市が管理を行っている		対応を行う	生活環境課
北名古屋市	市が管理を行っていない		管理を行っている自治会と協議して、臨機応変に対応する。	生活安全部 環境課 環境保全担当
弥　富　市	市が管理を行っていない		市有地と隣接している場合は市が立ち会う	総務課
みよし市	市が管理を行っていない	市が管理しているのは市営墓地であるみよし市やすらぎ霊園のみであり、それ以外の墓地については管理者（行政区等）が管理を行っています。	境界立会の所管課である施設マネジメント推進室で受付し、施設マネジメント推進室から、墓地管理の所管課である生活環境課と日程を調整し、立会を依頼します。管理の実態に応じて地元行政区等にも立会いを依頼します。	生活環境課
あ　ま　市	市が管理を行っていない		環境衛生課	財産としての取扱いは財政課。管理等については環境衛生課。
長 久 手 市	市が管理を行っていない		立ち会う	環境課